

議案第二十七号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「退職した者」の下に「（第十六条第一項各号に掲げる者を含む。）」を加え、同項第二号中「百分の百十五」を「百分の百七」に改め、同項第三号中「百分の百五十五」を「百分の百五十三」に改め、同項第四号中「百分の二百十」を「百分の二百」に改め、同項第五号中「百分の百四十」を「百分の百三十四」に改め、同項第六号中「百分の百五」を「百分の百一」に改め、同条第二項中「四十一・二五」を「三十九・七五」に改める。

第六条第一項第一号中「百分の八十五」を「百分の八十三」に改め、同項第二号中「百分の百六十五」を「百分の百五十七」に改め、同項第三号中「百分の百七十五」を「百分の百六十

八」に改め、同項第四号中「百分の百六十」を「百分の百五十四」に改め、同項第五号中「百分の九十」を「百分の八十九」に改め、同条第二項中「四十九・五五」を「四十七・七」に改める。

第七条の四第二項中「第十六条若しくは」を「第十六条第一項又は」に改め、「支給を受けなかつたこと又は第十八条第二項の規定により一般の退職手当等の」を削る。

第十条第一項第一号中「四百二」を「四百」に改め、同項第二号中「三百三十五」を「三百」に改め、同項第三号中「二百六十八」を「二百十五」に改め、同項第四号中「二百七」を「百九十」に改め、同項第五号中「百八十五」を「百七十」に改め、同項第六号中「百六十八」を「百四十八」に改め、同項第七号中「百四十六」を「零」に改め、同項第八号を削る。

第十一条第三項中「第十六条各号」を「第十六条第一項各号」に改める。

第十六条中「当該退職をした者」の下に「（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）」を加え、「当該一般の退職手当等」を「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等」に改め、「全部」の下に「又は一部」を、「支給しない」の下に「こととする処分を行うことができる」を加え、同条に次の

二項を加える。

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第十七条第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「次条第二項」を「次条第一項」に改め、同項第三号中「次条第二項」を「次条第一項」に改め、同条第六項中「次条第三項」を「次条第二項」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。

第十七条第十一項を削る。

第十八条の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第一項中「当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受け

る権利を承継した者）に対し」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十六条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して」に改め、「全部」の下に「又は一部」を、「支給しない」の下に「こととする処分を行うことができる」を加え、同項に次の各号を加える。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

第十八条第二項を削り、同条第三項中「前項第二号」を「前項第三号」に、「同項」を「第十六条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第二項第二号又は第三項」を「第一項第三号又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を

同条第四項とし、同条第七項中「前条第十項及び第十一項」を「第十六条第二項及び第三項」に、「第二項及び第三項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第二項又は第三項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十九条第一項中「前条第二項」を「第十六条第一項」に改め、同条第六項中「第十七条第十項」を「第十六条第二項」に改める。

第二十条第一項中「第十八条第二項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第十七条第十項」を「第十六条第二項」に改める。

第二十一条第六項中「第十八条第二項」を「第十六条第一項」に改め、同条第七項中「第七条第十項」を「第十六条第二項」に改める。

第二十二条第二項中「第十八条第二項第二号若しくは第三項」を「第十八条第一項第三号若しくは第二項」に改め、同条第三項中「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に改める。

付則第七条第四項中「平成二十五年四月一日」を「平成三十年四月一日」に、「第十条第一項第八号」を「第十条第一項第七号」に、「次の各号に掲げる退職の日が属する期間に於て当該各号に定める」を「六十八の」に改め、「それぞれ」を削り、同条第五項中「次の各号に掲げる退職の日が属する期間に於て当該各号に定める」を「二十二の」に改め、「それぞれ」を削り、同項各号を削る。

付  
則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(説明)

退職手当の支給率を引き下げるなどのほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十八号

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

港区保健衛生事務手数料条例（平成十二年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中

1	旅館業許可申請手数料	二万二千円
2	ホテル営業	二万二千円
3	旅館営業	一万二千円
4	簡易宿所営業	一万二千円
	下宿営業	一万千円

を

1	旅館業許可申請手数料	二万二千円
2	旅館・ホテル営業	一万千円
3	簡易宿所営業	一万千円
	下宿営業	

に改める。

## 付 則

1 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）附則第五条第一項の規定に基づく旅館・ホテル営業の許可の申請に対する審査に係る申請手数料の額及び徴収時期については、この条例による改正後の港区保健衛生事務手数料条例別表一の項に定める旅館・ホテル営業の額及び徴収時期とする。

### （説 明）

旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）の施行による旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）の一部改正により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合されたことに伴い、許可申請の手数料を定めるため、本案を提出いたします。



議案第二十九号

港区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

港区旅館業法施行条例（平成二十四年港区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号から第三号までの規定中「営業」を「旅館業」に改め、同条第六号イ中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第十二号中「営業の」を「旅館業の」に改める。

第五条中「次のとおり」を「宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき」に改め、同条各号を削る。

第六条第三号を削り、同条第四号中「営業の」を「旅館業の」に改め、同号を同条第三号とする。

第七条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第一条第一項第

十一号」を「第一条第一項第八号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。

第七条第二号中「宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さのロビー及び食堂」を「ロビー又は食堂を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さ」に改め、同条第三号中「調理場は」を「調理場を設ける場合には」に改め、同条第四号イ中「第一条第一項第二号イ又は第三号」を「第一条第一項第一号」に改め、同号に次のように加える。

ハ 階層式寝台を設ける場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上とする  
こと。

第七条第七号イ中「洋式浴室」の下に「を設ける場合」を加える。

第八条を削る。

第九条第一項中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に改め、同項第三号中「第一条第三項第一号」を「第一条第二項第一号」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第三項中「第七条第四号ロ及び第五号から第十一号まで並びに前条第一項第一号」を「第七条第一号、第四号ロ及び第五号から第十一号まで」に改め、同条を第八条とする。

第十条第一項中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に改め、同項第二号中「押入れ」を「寝具類の収納設備」に改め、同条第三項中「第七条第四号口及び第七号から第十号まで並びに第八条第一項第一号」を「第七条第一号、第四号口及びハ並びに第七号から第十号まで」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条を第十条とする。  
第十二条第一項中「第八条及び第九条」を「第七条及び第八条」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 旅館・ホテル営業 第七条第三号、第五号、第六号、第七号口及びハ、第十号並びに第十一号の基準

第十二条第一項第二号中「第九条第一項第一号、第五号、第六号及び第七号」を「第八条第一項第一号、第四号、第五号及び第六号」に、「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条第二項中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「第八条第二項及び第十条第二項において準用する第七条第三号」を「第七条第三号（第九条第二項において準用する場合を含む。）」に、「第八条第三項及び第十条第三項及び第十号及び第十一号」を「第七条第三項及び第十号及び第十一号（第九条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三項中「第九条第一項第六号及び第七号」を「第八条第一項第五号及び第六号」に、「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条を第十二条とする。

付 則

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

(説明)

旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）の施行による旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）の一部改正により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合されたことに伴い、旅館・ホテル営業を行う施設の構造設備の基準を定めるため、本案を提出いたします。